

社会福祉法人長柄町社会福祉協議会
役員並びに非常勤者の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長柄町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）の役員並びに非常勤者の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 次の各号に掲げる者（町社協の職員である者を除く。）が、町社協の会長又は町社協の設置した委員会等の委員長（その職務を代理する者を含む。）の招集により会議等に出席したとき又はその本務として活動したときは、報酬として日額1,700円を支給する。ただし、長柄町の職員及び支給の辞退を申し出た者を除くものとする。

- (1) 町社協の理事、監事及び評議員
- (2) 顧問
- (3) 町社協の会長が委嘱し、選任し、又は任命した委員
- (4) 町社協の規程等において充て職とされる委員
- (5) 心配ごと相談所の相談員
- (6) 社会福祉法人長柄町社会福祉協議会福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱第4条に規定する第三者委員

2 同一人が同一の日に複数の会議等に出席し及び本務として活動した場合は、そのいずれか1に出席したものとみなして前項を適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

(MEMO)

説明

実質的には、費用弁償である。とすれば、

地方自治法第 92 条の 2、地方公務員法第 38 条、地教行法第 35 条

による、支給出来ないものに該当しない。

関係条文

| ページ | 委員等名 | 条番号 | 招集者 | 任命者と方法 |
|-----|-----------|-----|-----|--------|
| 3 | 推薦委員 | 2 | 委員長 | 会長が委嘱 |
| 4 | 表彰委員 | 10 | 委員長 | 会長が委嘱 |
| 6 | 編集委員 | 3 | 委員長 | 会長が委嘱 |
| 163 | ネット推進委員 | 3 | 会長 | 会長が委嘱 |
| 165 | 心配ごと相談員 | 町 | 計画表 | 会長が委嘱 |
| 174 | 苦情解決第三者委員 | 4 | なし | 会長が委嘱 |
| 177 | 老障調査委員 | 3 | 委員長 | 会長が委嘱 |
| 179 | 資金貸付委員 | 2 | 会長 | 充て職 |
| 192 | 自立移送審査会委員 | 3 | 会長 | 会長が委嘱 |
| S-3 | シルバー運営委員 | 3 | 委員長 | 会長が選任 |
| S-9 | シルバー安全委員 | 3 | 委員長 | 会長が任命 |